

第1部 総論

第1部 総論

第1章 計画の概要

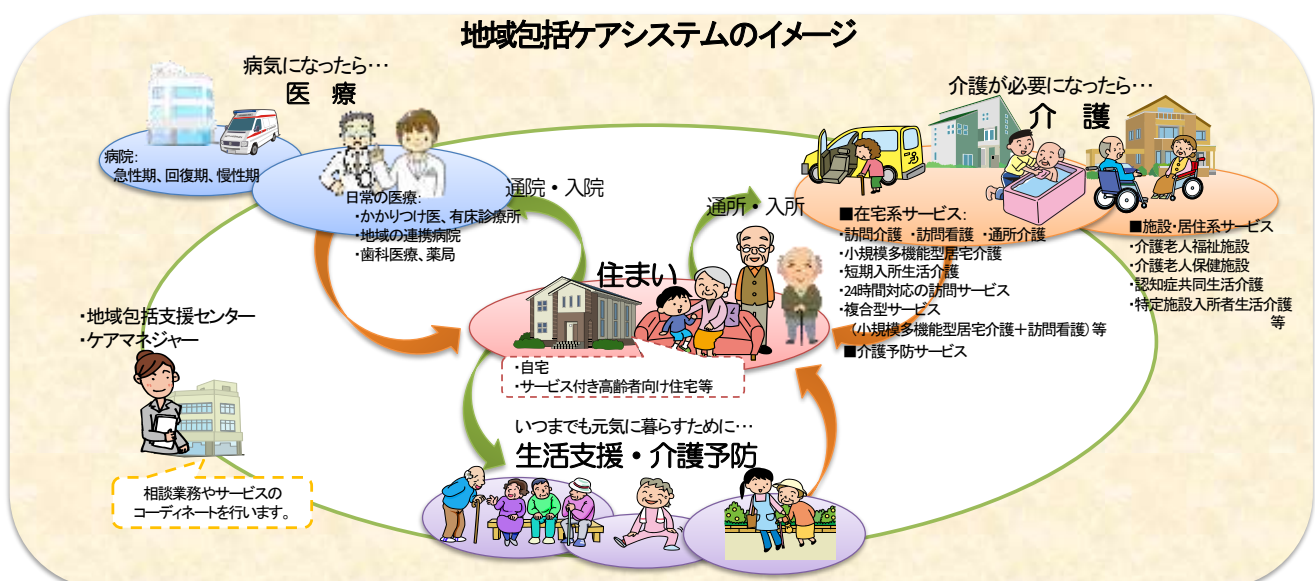
1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年4月に創設され、制度施行当時、約900万人だった75歳以上の後期高齢者数は、2025年（平成37年）には団塊の世代の75歳到達により、2,100万人を超えると見込まれることから、医療・介護を取り巻く状況は大きな変化が予想されています。

高齢化はその後もさらに進行することが予想されており、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加、高齢者が高齢者を介護する老老介護の増加、地域で支え合う人と人とのつながりの希薄化など様々な課題がより顕在化していくとともに、介護サービスへの期待は、さらに高まっていくと考えられますが、支え手となる世代が減少する中、介護サービスだけで高齢者を支えることは難しくなることが懸念されています。

こうした背景により、平成26年における介護保険法改正では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていくために、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの構築」に向けた取組を推進することとなり、その後、平成29年における介護保険法改正では、地域包括ケアシステムの構築の推進をより一層強化する等のため、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進、利用者負担割合の見直し等が行われることとなりました。

本計画は、滝川市に住む高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指して、第6期計画において取り組んできた「地域包括ケアシステムの構築」に向けた取組を深化・推進するため、平成37年度を見据えた中長期的な計画の2期目の計画として策定するものです。



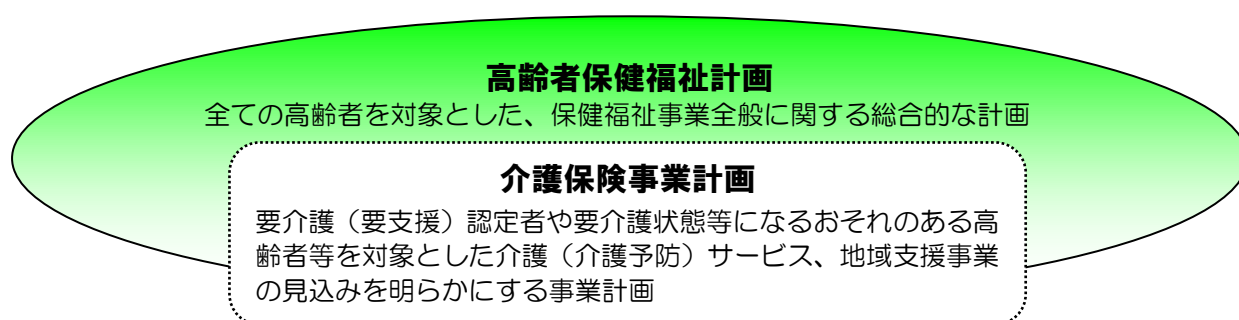
（資料：厚生労働省資料より作成）

2 計画の法的位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、高齢者の生活支援のためのサービス提供のほか、要支援・要介護認定者等に対する介護給付等対象サービスの提供や介護予防の事業などを含め、本市に住む全ての高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる総合的な計画として作成するものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、本市における要介護者等の人数、介護給付等対象サービスの種類ごとの量や介護保険の事業費の見込みなどを明らかにする介護保険運営の基となる事業計画として作成するものです。

本計画は、これらの計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、一体的に策定するものです。



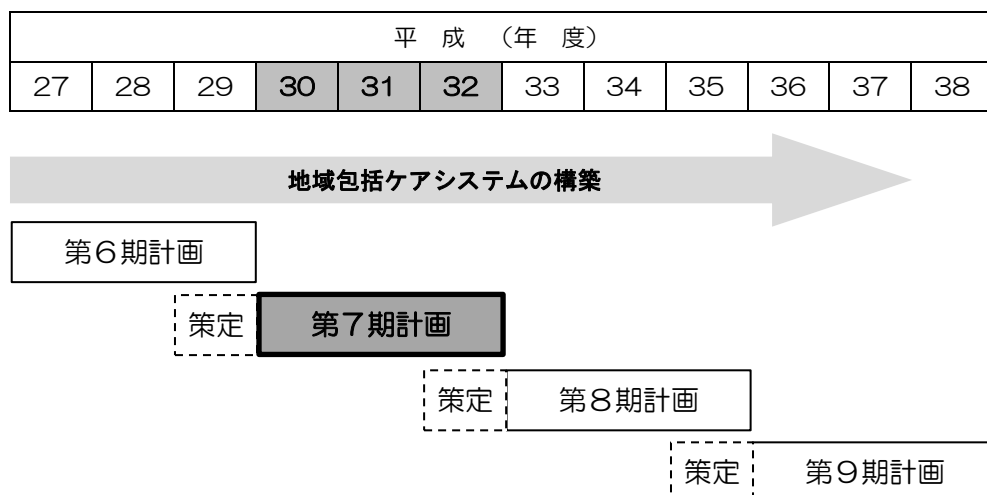
3 総合計画等との関係

本計画は、滝川市の目指すべき将来像とその実現に向けた取組の方向性を示す「滝川市総合計画（平成 24 年度～平成 33 年度）」を最上位計画と、人口減少の克服・地方創生に関する取組の方向性を示す「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度～平成 31 年度）」を上位計画として、これらの計画との調和・整合性が保たれた個別計画として策定するものであり、「滝川市障がい者計画（平成 30 年度～平成 34 年度）」、「滝川市障がい福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）」、「第 2 次健康たきかわ 21 アクションプラン（平成 25 年度～平成 34 年度）」及び「滝川市「生涯活躍のまち」基本計画（平成 29 年度～平成 31 年度）」をはじめとした他の個別計画と連携・整合性を図るものとします。

4 計画期間

本計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間を計画期間とします。

また、第6期計画をスタートの期間として平成 37 年度までの「地域包括ケアシステムの構築」の推進を目標とした、中長期的な計画の2期目の期間となります。



6 アンケート調査の実施

①「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」

日常生活圏域における高齢者のうち、要介護状態となる前の方を対象として、「要介護状態になるリスクの発生状況」、「各種リスクに影響を与える日常生活の状況」等を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的として実施しました。

②「在宅介護実態調査」

在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象として、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施しました。

③「事業者アンケート調査」

介護保険サービス提供事業者を対象として、「事業運営についての現状」と「今後の事業展開」等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

区 分	①介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	②在宅介護実態調査	③事業者アンケート調査
対象者	要介護1～5以外の高齢者	在宅の要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方	介護サービス提供事業者（住宅改修を除く）
調査対象数	1,200人 （対象者の10.3%）	226人 （人口の約0.6%）	全事業者 （30法人）
抽出方法	住民基本台帳及び居宅サービス利用者から無作為抽出	平成29年5月～8月の調査対象期間に更新申請・区分変更申請に伴う認定訪問調査を受けた方全員	全事業者
回答者数 （回収率）	812人 （67.7%）	226人 （100%）	28法人 （93.3%）

第2章 滝川市を取り巻く現状

1 介護保険制度の改正

平成 37 年度までの「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」のために、平成 27 年度から大きく改正された介護保険制度について、平成 29 年 6 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、第 7 期計画に関わる新たな制度改正が行われることとなりました。

主な改正内容は、次のとおりです。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

①自立支援や介護予防、重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進【平成 30 年 4 月施行】

市町村が保険者機能を発揮し、自立支援や介護予防・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

②医療・介護の連携の推進等【平成 30 年 4 月施行】

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設「介護医療院」を創設

※現行の介護療養型医療施設の経過措置期間については、6 年間延長し、平成 35 年度末までとされました。

③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等【平成 30 年 4 月施行】

高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

①現役並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し【平成 30 年 8 月施行】

世代間や世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高めるため、2 割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を 3 割化

②介護納付金における総報酬割の導入【平成 29 年 8 月分から適用】

各医療保険者が納付する介護納付金（40～64 歳の保険料）について、被用者保険間では報酬額に比例して負担する仕組みである「総報酬割」を導入（※激変緩和の観点から段階的に導入）

2 高齢者等の現状と将来推計

(1) 高齢者人口・世帯の推移

① 高齢者人口の推移と推計

住民基本台帳の人口及び第1号被保険者数の実績を基にコーホート要因法^{注1}で総人口と高齢者人口（第1号被保険者）の将来動向を推計しました。

総人口が平成29年度40,947人から平成32年度39,425人と1,522人減少が見込まれるのに対し、65歳以上の第1号被保険者については、平成29年度13,745人から平成32年度13,973人と228人増加し、平成32年度にピークを迎えると推計されます。

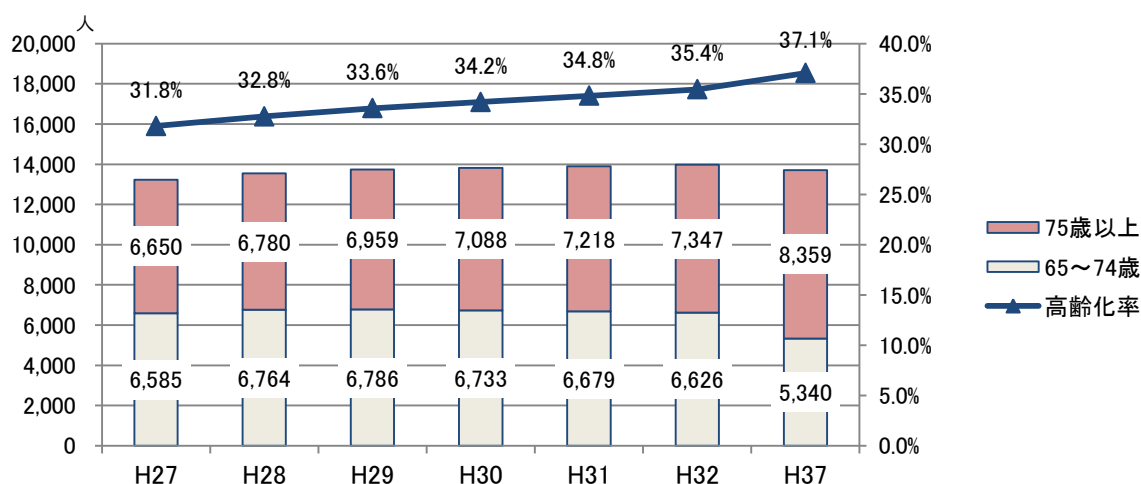
第1号被保険者の内訳を見ると、65～74歳の高齢者が平成29年度をピークに減少が見込まれるのに対し、75歳以上高齢者は平成37年度まで増加すると見込まれています。

高齢化率は、上昇が続き、平成32年度には35.4%、平成37年度には37.1%まで達すると見込まれています。

（単位：人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
人 口	41,624	41,346	40,947	40,437	39,935	39,425	36,957
第1号被保険者	13,235	13,544	13,745	13,821	13,897	13,973	13,699
65～74歳	6,585	6,764	6,786	6,733	6,679	6,626	5,340
75歳以上	6,650	6,780	6,959	7,088	7,218	7,347	8,359
第2号被保険者	14,026	13,776	13,543	13,314	13,086	12,858	11,979
40歳未満	14,363	14,026	13,659	13,302	12,952	12,594	11,279
高齢化率	31.8%	32.8%	33.6%	34.2%	34.8%	35.4%	37.1%

（資料：住民基本台帳）



注1)「コーホート要因法」：年齢別人口の変化を死亡・出生・人口移動の要因ごとに計算して将来人口を予測する計算方法

②高齢者世帯の推移

平成 17 年度から平成 27 年度までの国勢調査における世帯数及び高齢者人口を基に、各世帯構成の比率や伸び率を求め、将来見込まれる高齢者人口に乗じることにより、高齢者世帯数の将来動向を推計しました。

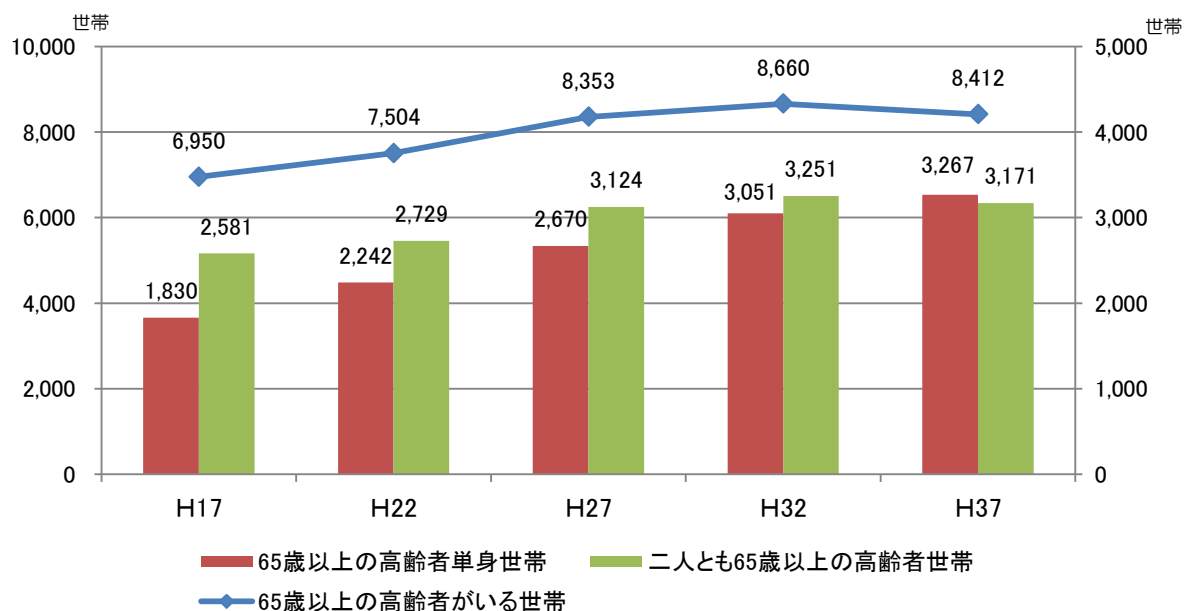
65 歳以上の高齢者がいる世帯と二人とも 65 歳以上の高齢者世帯は、平成 32 年度をピークに減少が見込まれますが、65 歳以上の高齢者単身世帯は、平成 37 年度以降も増加すると見込まれています。

また、二人とも 65 歳以上の高齢者世帯の高齢者世帯に占める割合は、平成 17 年度 37.1% が平成 37 年度 37.7% と微増にとどまっているのに対し、65 歳以上の高齢者単身世帯は、平成 17 年度 26.3% が平成 37 年度 38.8% と大きく増加しています。

(単位：世帯)

	H17 年度	H22 年度	H27 年度	H32 年度	H37 年度
65 歳以上の高齢者単身世帯	1,830	2,242	2,670	3,051	3,267
(高齢者世帯に占める割合)	(26.3%)	(29.9%)	(32.0%)	(35.2%)	(38.8%)
二人とも 65 歳以上の高齢者世帯	2,581	2,729	3,124	3,251	3,171
(高齢者世帯に占める割合)	(37.1%)	(36.4%)	(37.4%)	(37.5%)	(37.7%)
65 歳以上の高齢者がいる世帯	6,950	7,504	8,353	8,660	8,412

(資料：国勢調査)



(2) 要介護・要支援認定者数の推移

平成 29 年 9 月末における性別・年齢別被保険者数に占める要支援・要介護度別認定者数の比率（認定者の出現率）を求め、将来見込まれる性別・年齢別被保険者数に乗じることにより、認定者数の将来動向を推計しました。

認定者数は平成 29 年度から平成 32 年度までに 308 人増加すると見込み、伸び率は 12.3% となっています。

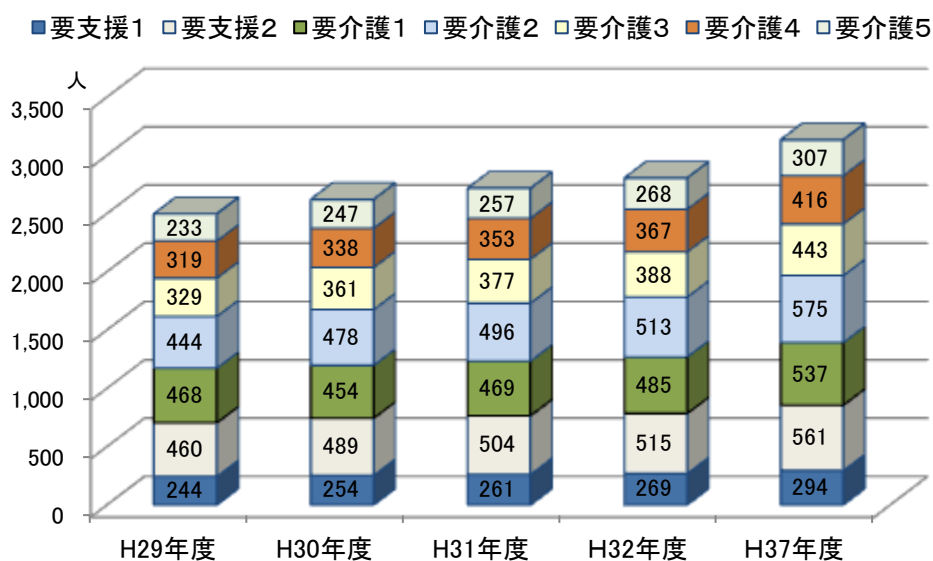
40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者を除く認定率は、平成 29 年度 17.9% から平成 32 年度は 19.8% に増加すると見込まれます。

(単位：人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H37 年度
要支援 1	238	243	244	254	261	269	294
要支援 2	451	491	460	489	504	515	561
要介護 1	406	407	468	454	469	485	537
要介護 2	450	454	444	478	496	513	575
要介護 3	345	350	329	361	377	388	443
要介護 4	294	328	319	338	353	367	416
要介護 5	230	240	233	247	257	268	307
合 計	2,414	2,513	2,497	2,621	2,717	2,805	3,133
第 1 号被保険者	2,359	2,473	2,456	2,591	2,684	2,768	3,096
第 2 号被保険者	55	40	41	30	33	37	37

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H37 年度
第 7 期計画	17.8%	18.3%	17.9%	18.7%	19.3%	19.8%	22.6%
第 6 期計画	17.6%	18.0%	18.4%			19.5%	21.6%

※第 2 号被保険者は除く。



(3) 高齢者の状況

①介護者の状況（在宅介護実態調査より）

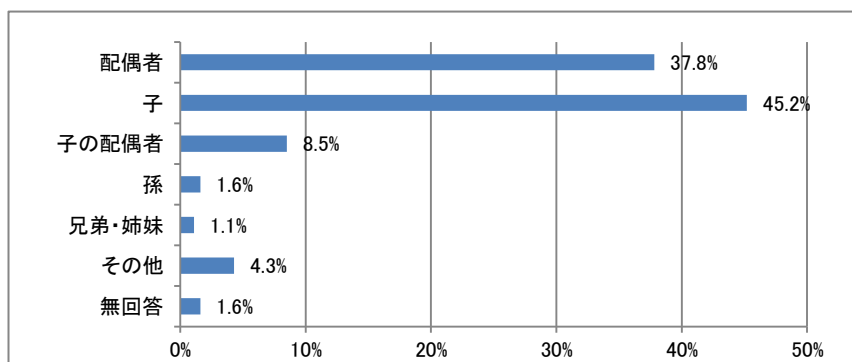
要支援・要介護認定を受けている方の主な介護者は、「子」が45.2%と最も多く、次いで「配偶者」が37.8%となっています。また、主な介護者の性別は、「女性」が74.5%と高く、主な介護者の年齢は、「60代」が35.1%と最も多くなっており、60歳以上の介護者の割合は70.2%、70歳以上の介護者の割合は35.1%となっていることから、高齢者が高齢者の介護を行う「老老介護」の割合が高い状況です。

主な介護者が行っている介護の内容として、「掃除・洗濯・買物等の家事」が87.7%と最も多く、次いで「外出の付き添い・送迎等」と「食事の準備」が67.9%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が66.8%となっており、生活援助の割合が高くなっています。

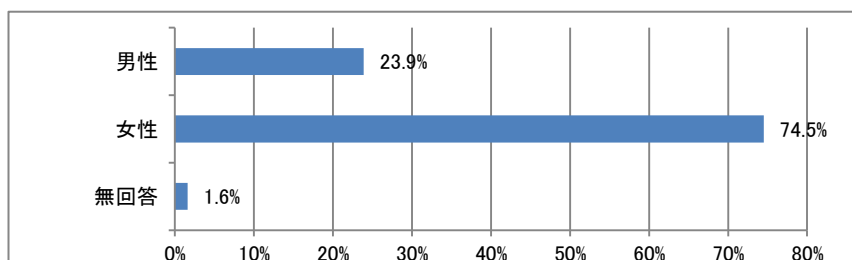
介護離職の有無については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が91.2%であるものの、転職を含めた離職をされた方が3.4%に及んでいます。

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じている介護については、「認知症状への対応」が最も多く28.0%となっており、次いで「外出の付き添い、送迎等」が18.3%となっている一方で、「不安に感じていることは特にない」も18.3%となっています。

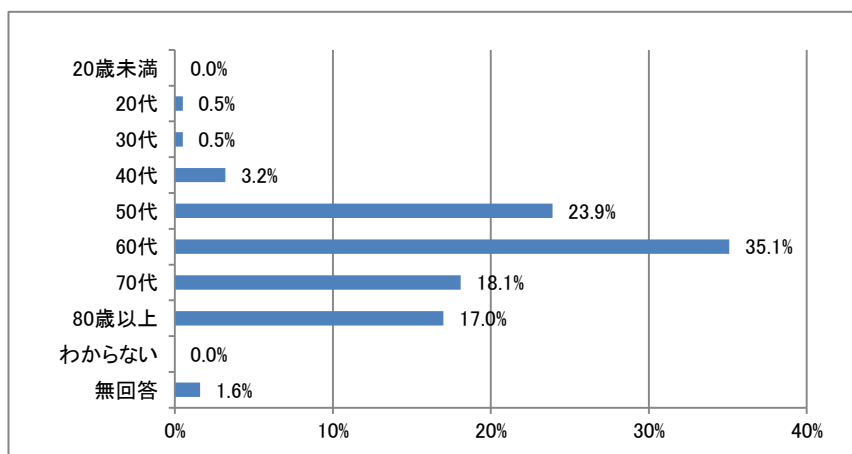
主な介護者
（本人との関係）



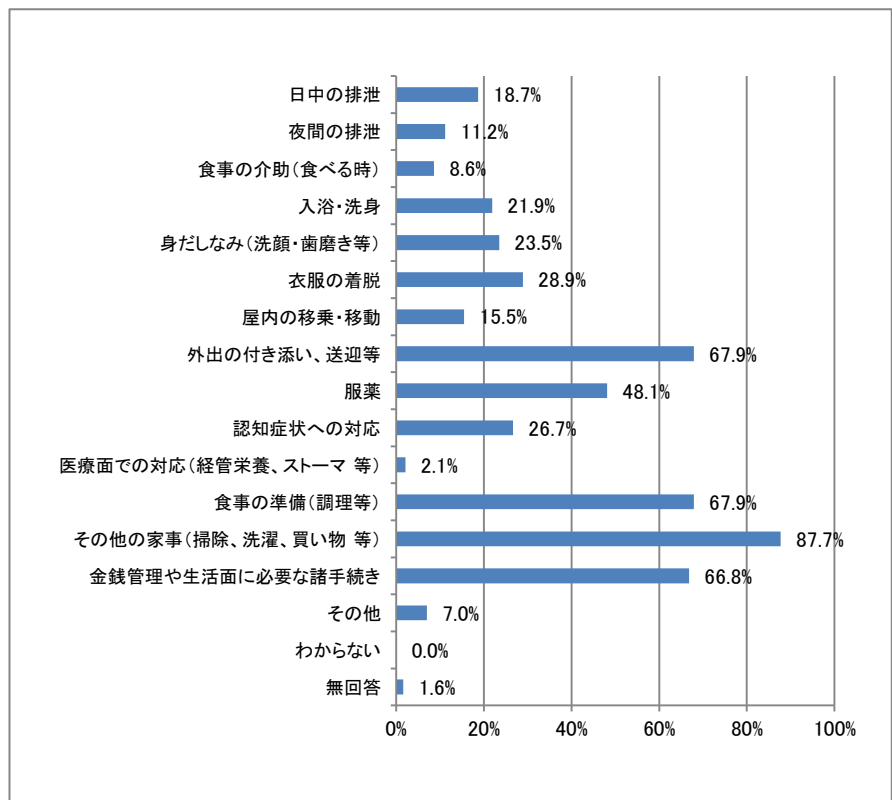
主な介護者の性別



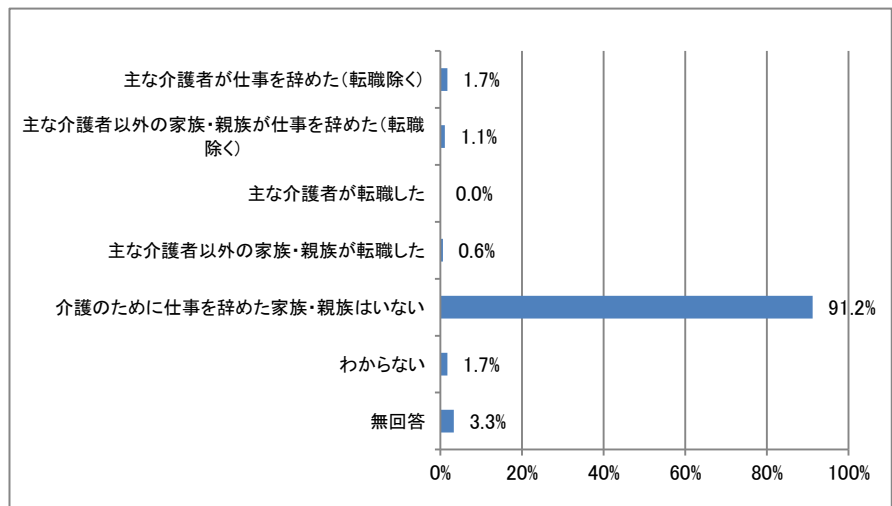
主な介護者の年齢



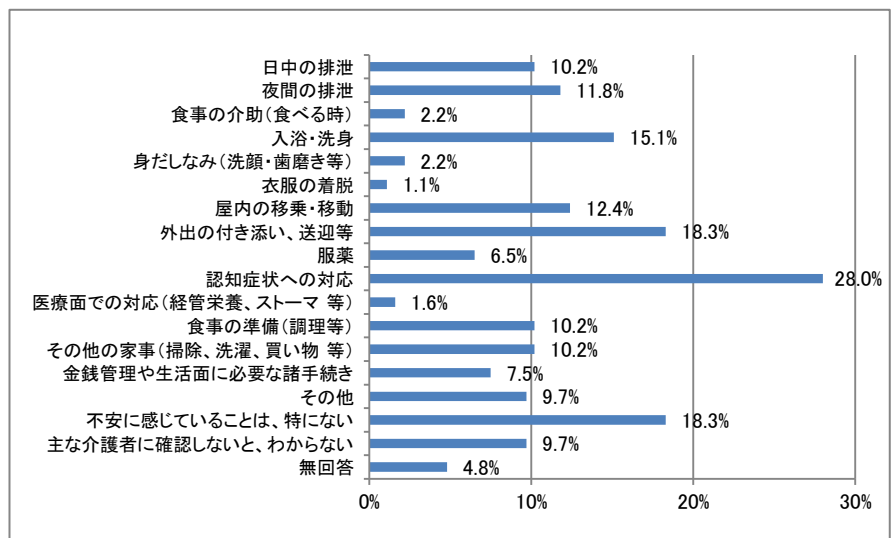
主な介護者が行っている介護



介護離職の有無



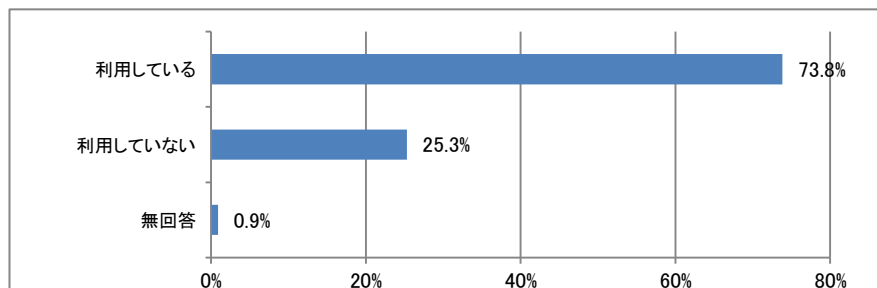
在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じている介護



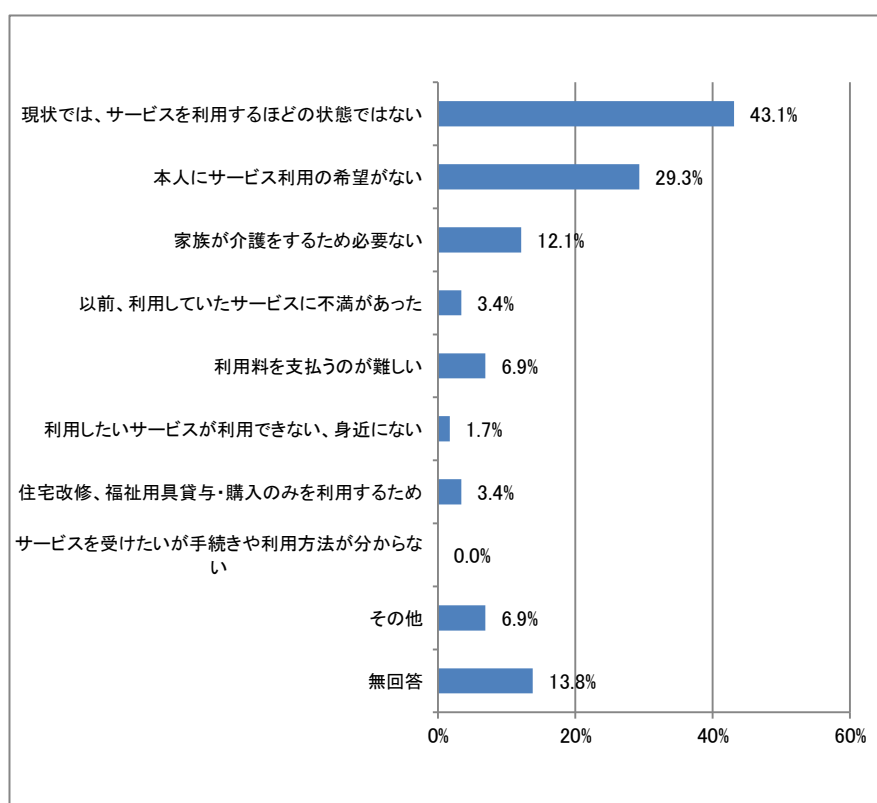
②介護サービスの利用状況（在宅介護実態調査より）

要支援・要介護認定を受けている方の介護保険サービスの利用状況について、「利用していない」が25.3%となっており、その理由として「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が43.1%と最も多く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」が29.3%、「家族が介護をするため必要ない」が12.1%となっています。

介護保険サービスの
利用の有無



介護保険サービス未
利用の理由



③くらしの状況（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より）

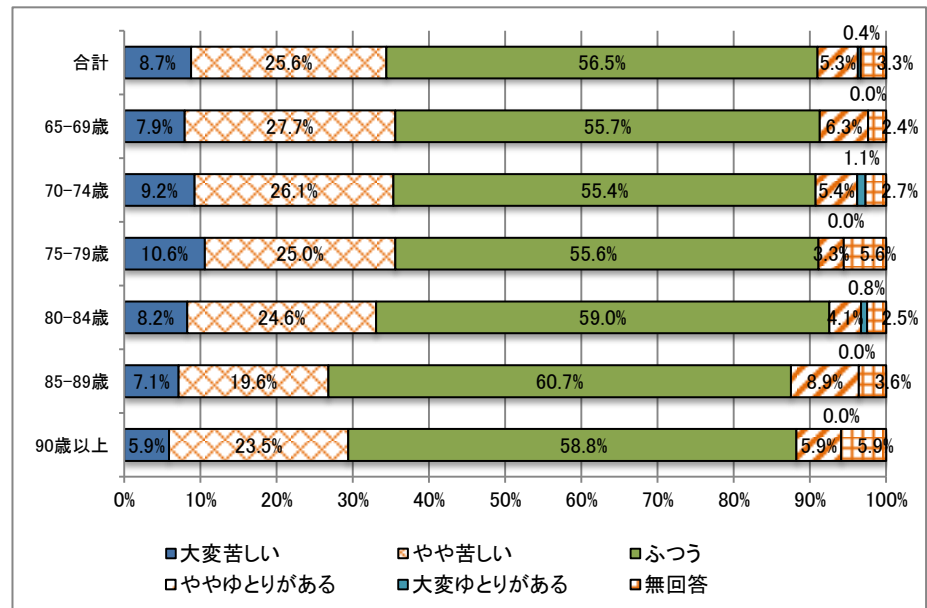
高齢者（要介護1～5の方を除く）の方の現在の暮らしの状況を経済的にどのように感じるかについては、どの年代においても「ふつう」が半数を上回っていますが、一方で「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせると34.3%となり、約3人に1の方が経済的に苦しいと感じている状況となっています。

健康状態については、どの年代においても「まあよい」が最も多くなっていますが、年齢が高くなるにつれて「あまりよくない」が増加し、特に85歳以上の方では約3人に1の方があまり良くないと感じている状況となっています。

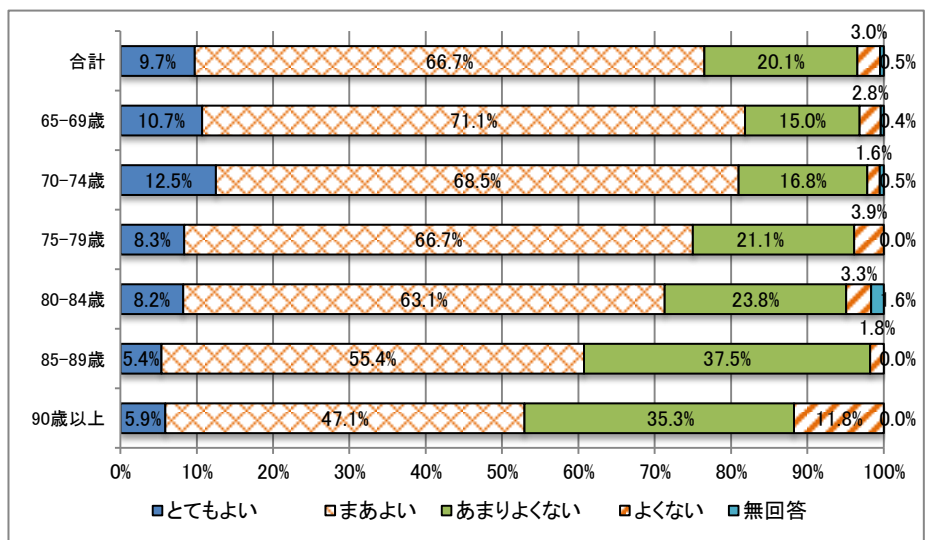
どの程度幸せかと感じるかについては、10点満点評価で点数が高い方が幸せと感じているとしたときに、「4～7点」が47.7%、「8点以上」が46.2%となっています。

生きがいがあるかについては、全体の7割程度の方が「生きがいあり」と回答しています。

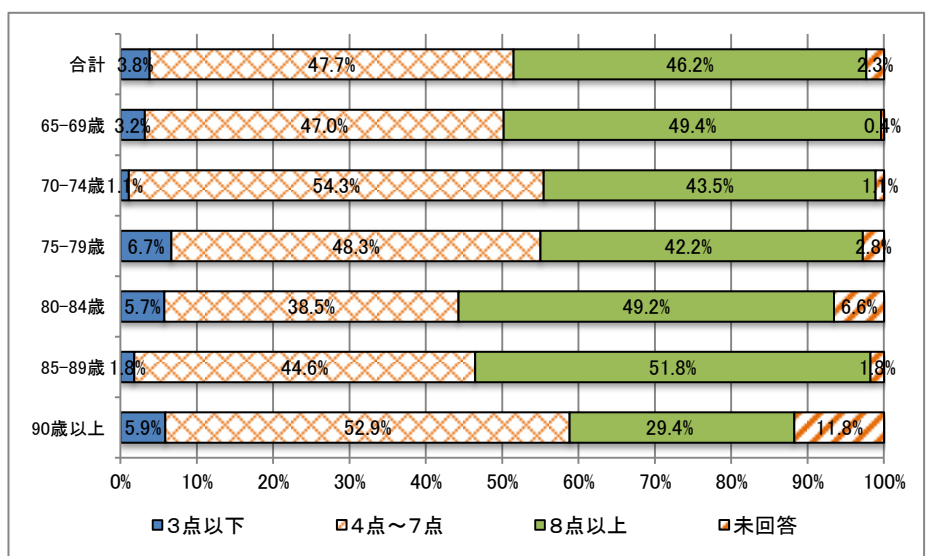
現在の暮らしの状況を経済的にどのように感じるか



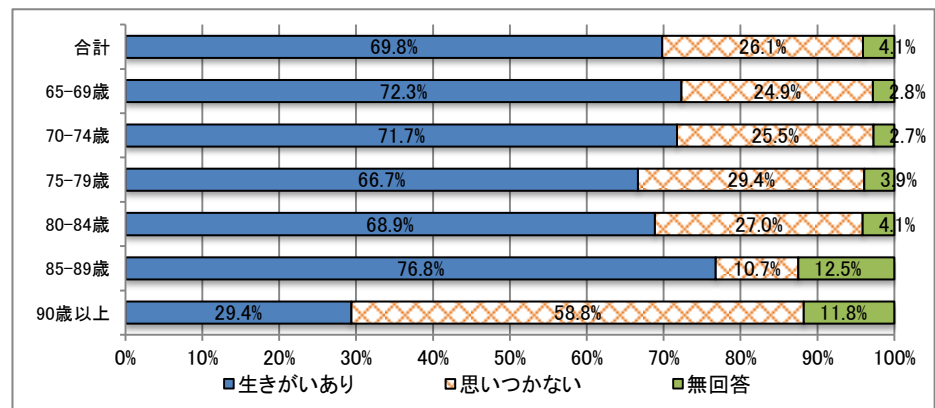
あなたの健康状態



あなたはどの程度幸せですか（10点満点評価）



生きがいはあるか



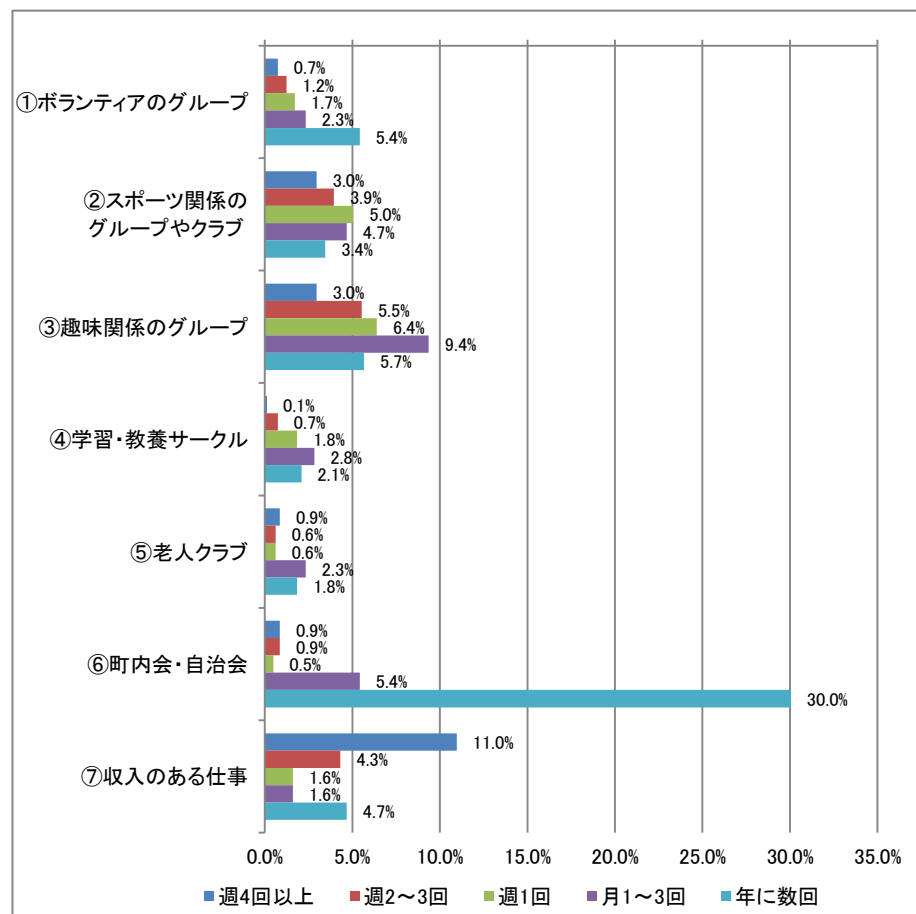
④社会参加について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より）

高齢者（要介護1～5の方を除く）の方の社会参加状況について、各種団体やグループ等への参加頻度について、週1回以上については「収入のある仕事」が16.9%、次いで、「趣味関係のグループ」が14.9%、「スポーツ関係のグループやクラブ」が11.9%となっています。

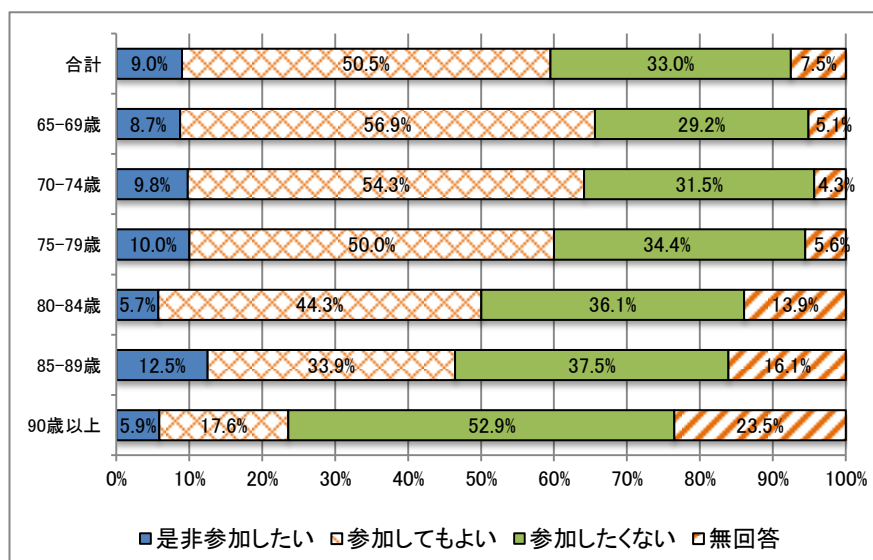
住民有志による地域づくり活動への参加意向については、年齢とともに「参加したくない」が増加していますが、参加意向の方は59.5%と約3人に2人の方は参加を肯定的に感じている状況となっています。

地域づくり活動の運営側としての参加意向については、「参加したくない」が半数を上回っていますが、一方で参加意向の方は33.9%と約3人に1人の方は運営側としての参加を肯定的に感じている状況となっています。

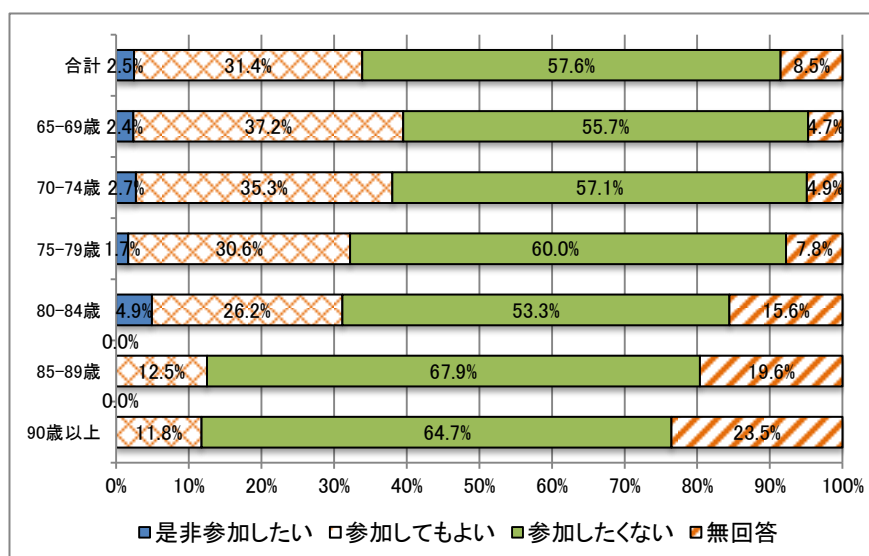
団体・グループ等への参加頻度



住民有志による地域
づくり活動に参加し
たいか



住民有志による地域
づくり活動に運営側
として参加したいか



⑤認知症高齢者の状況

認知症高齢者を判定する「認知症高齢者日常生活自立度判定基準」において、認知症自立度Ⅱ以上の方が平成29年3月末で1,637人となっており、平成26年3月末から約250人増加しています。また、認知症高齢者数は、今後も増加傾向となっており、平成37年には認知症自立度Ⅱ以上の方は2,043人に到達すると見込まれます。

	65歳以上 高齢者数 a	介護認定者数 (65歳以上) b	認知症自立度 Ⅱ以上 c	高齢者数に 占める割合 c/a	介護認定者数 に占める割合 c/b
H26年3月末	12,776人	2,190人	1,385人	10.8%	63.2%
H27年3月末	13,098人	2,328人	1,483人	11.3%	63.7%
H28年3月末	13,429人	2,389人	1,588人	11.8%	66.5%
H29年3月末	13,675人	2,532人	1,637人	12.0%	64.7%
H32年3月末	13,995人	2,735人	1,819人	13.0%	66.5%
H37年3月末	13,807人	3,092人	2,043人	14.8%	65.2%

(資料：滝川市介護福祉課認定調査票より作成)

参考：認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等

(資料：厚生労働省「主治医意見書記入の手引き」)

⑥介護サービス事業所の従業員の状況（事業者アンケート調査より）

介護サービス事業所における管理者・ケアマネジャー・看護職員・福祉用具販売等は正規職員が半数を上回っており、介護職員は非正規職員・非常勤職員が半数を上回っています。

ケアマネジャーと介護職員の採用・離職の状況では、採用者数を離職者数が上回る結果となっていますが、一方で介護職員の職種を見ますと、正規職員が増加している傾向が伺えます。

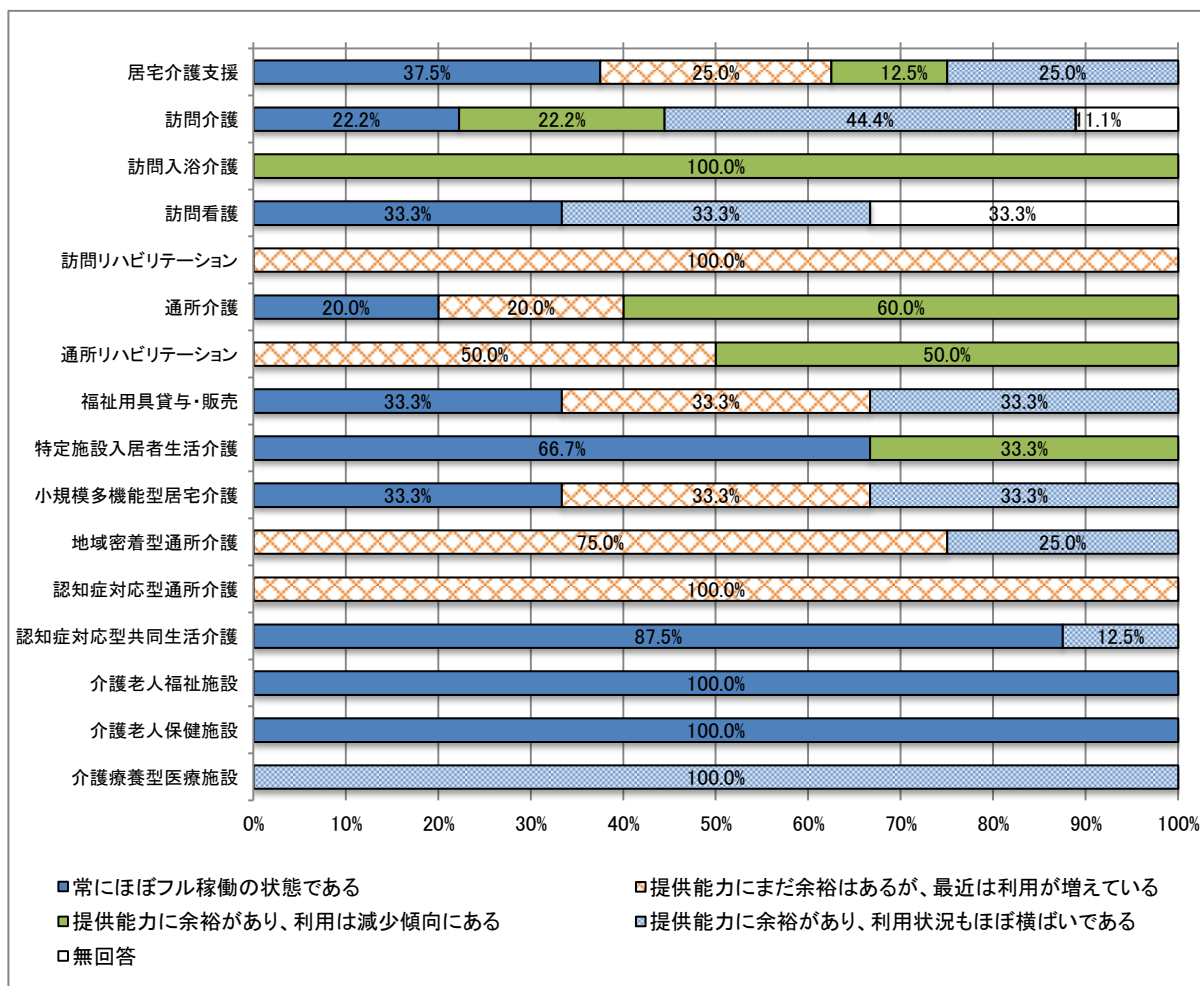
また、勤務年数別に見ますと非正規職員・非常勤職員の離職者は、3年未満の早期に離職する割合が高い状況となっています。

区分	常勤				非常勤職員		合計
	正規職員		非正規職員				
管理者	46	83.6%	5	9.1%	4	7.3%	55
ケアマネジャー	35	68.6%	10	19.6%	6	11.8%	51
介護職員	211	44.8%	141	29.9%	119	25.3%	471
看護職員	77	57.5%	25	18.7%	32	23.9%	134
福祉用具販売等	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	12
その他	66	36.7%	60	33.3%	54	30.0%	180

区分		採用 者数	離職者数		勤務年数別内訳							
					1 年未満		1～3 年未満		3～5 年未満		5 年以上	
ケアマネ ージャー	正規職員	0	3	8.6%	0	0.0%	1	2.9%	2	5.7%	0	0.0%
	非正規職員	0	1	10.0%	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%
	非常勤職員	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
介護職員	正規職員	27	19	24.7%	1	1.3%	5	6.5%	5	6.5%	8	10.4%
	非正規職員	30	31	22.0%	11	7.8%	12	8.5%	1	0.7%	7	5.0%
	非常勤職員	22	30	25.2%	8	6.7%	13	10.9%	3	2.5%	6	5.0%

⑦介護サービス事業所のサービス提供状況（事業者アンケート調査より）

居宅系のサービスについては、「提供能力にまだ余裕がある」が半数を上回っている状況となっていますが、入所施設については、「常にほぼフル稼働の状態である」との回答の割合が高く、特に「介護老人福祉施設」・「介護老人保健施設」については、利用のニーズが高く、満床の状態になっていると考えられます。（「特定施設入居者生活介護」及び「介護老人保健施設」は、アンケート調査実施後において、新規で事業所が開設され大幅に増床されています。）



第3章 計画の基本理念、基本方針、評価・公表

1 計画の基本理念

本計画においては、団塊の世代の方々が75歳に到達する2025年（平成37年）を見据え、第6期計画から進めている「地域包括ケアシステムの構築」という目標を継承し、その実現に向けた様々な施策の深化・推進を目指して、次のとおり基本理念を定めます。

<基本理念>

市民の介護予防意識や支え合いの意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。

2 基本方針

計画の基本理念を実現するために、次の5つの基本方針を設定します。

(1) 自立支援、介護予防等の推進

■基本方針

高齢者の自立した日常生活を支援するため、介護予防等の取組を推進するとともに、生活支援サービスを充実します。

(2) 地域生活支援体制の整備

■基本方針

高齢者の住み慣れた場所での生活を支援するため、行政・事業者・地域住民がそれぞれの立場から支え合う仕組みづくりを推進します。

(3) 高齢者の住まいの確保

■基本方針

高齢者のニーズに応じた住まいが適切に提供されるように努めます。

(4) 社会参加と交流の推進

■基本方針

高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らすことができるように、高齢者の社会参加を促進します。

(5) 介護サービス・介護予防サービスの充実

■基本方針

高齢者の住み慣れた地域での生活を支える介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。

3 重点目標

本計画においては、計画の基本理念を実現するための5つの基本方針に則り、「地域包括ケアシステムの構築」の実現に向けた取組を進めます。また、そのうえで本計画における優先課題として、次の取組を重点目標とし推進します。

【第7期計画における重点目標】

- ・「自立支援・重度化防止等の介護予防の取組の推進」
- ・「住民主体による地域における支え合いの仕組みの整備」
- ・「介護保険料の抑制による市民負担の軽減」

※第6期計画において重点的に取組を行ってきた「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」の施策についても、引き続き取組を推進し、より一層の充実を図ります。

4 評価・公表

平成29年における介護保険法の改正により、市町村及び地域包括支援センターは、本計画により実施する自立支援や介護予防等の取組、介護給付費の適正化に関する施策などについて、目標の達成状況についての分析等を行い、その実績を評価することとなりました。このような実績評価の実施により計画の適切な進行管理に努めます。

また、実績評価の結果については、市民の皆様に公表するよう努めます。

第7期計画の基本体系図

<基本理念>

市民の介護予防意識や支え合いの意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。

<基本方針>

- 1 高齢者の自立した日常生活を支援するため、介護予防等の取組を推進するとともに、生活支援サービスを充実します。
- 2 高齢者の住み慣れた場所での生活を支援するため、行政・事業者・地域住民がそれぞれの立場から支え合う仕組みづくりを推進します。
- 3 高齢者のニーズに応じた住まいが適切に提供されるように努めます。
- 4 高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らすことができるように、高齢者の社会参加を促進します。
- 5 高齢者の住み慣れた地域での生活を支える介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。

○高齢者保健福祉計画の概要

1 自立支援、介護予防等の推進

- ①介護予防・日常生活支援総合事業 ②健康づくりによる介護予防の推進 ③その他の生活支援事業
④家族介護者への支援の充実

2 地域生活支援体制の整備

- ①地域包括支援センターによる支援 ②在宅医療・介護連携の推進 ③認知症施策の推進
④地域における支え合いの推進

3 高齢者の住まいの確保

- ①公営住宅の整備 ②民間住宅等の整備 ③養護老人ホーム

4 社会参加と交流の推進

- ①高齢者の生きがいづくり ②高齢者の生涯学習の充実 ③高齢者の積極的な社会参加の促進

5 介護サービス・介護予防サービスの充実

- ①居宅介護サービス(介護予防サービス) ②施設介護サービス ③地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)

○介護保険事業計画の概要

1 介護保険事業等の見込み

2 介護保険料について

3 介護保険事業の円滑な運営のために